

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける

租税理論の展開 V

——古典学派における財政思想 (四)——

箕 浦 格 良

十三

A・スミスにありては課税形態について各種の異なる人頭税の性質及びその作用について論述している。「人頭税 (capitation tax) は之を各納税者の財産 (Fortune) 或はその収入に比例するように企てれば全く恣意的な租税になる。個人の財産状態は日々変動するものであって他の如何なる租税よりも耐え難き取調を少くとも毎年一度は行わなければこの財産の状態は単なる想像によつて推測するの域を脱することはできない。従つてそれに対する租税の賦課は査定官の気分の良否によることが多いにちがいない。それ故にその査定は全く恣意的にして不確定とならざるを得ないのである。人頭税 (capitation tax) は之を推定財産に比例せしむるものとせず各納税者の身分に比例せしむるものとすれば全く不公平になるのである。財産の尺度は身分が同じ程度であつても屢屢不公平であるからである。従つてかくの如き租税を公平にしよつとすれば全く恣意的にして不確定になる。恣

意的ならしめず確定的ならしめようとすれば不公平になるのである。租税はその輕重を問わず常に不確定なることは不滿の基である。租税が輕課されているときは或程度の不公平は忍べるであらう。然し重課されているときは全く耐えられないのである⁽¹⁾となし、人頭税の課税方法として個人の財産又はその収入に比例する人頭税及び個人の身分に比例する人頭税の差異を論述し、収入に比例する人頭税は不確定なるものであり身分に比例する人頭税は不公平なることを力説し、イギリスにおいて施行せられたる人頭税は身分を課税標準とするものであるがこの租税についての詳細なる説明を行つておる⁽²⁾。ついでフランスにおいて施行せられたる人頭税即ち社会の上層部のものに対しては身分によつて賦課せられ社会の下層部のものに対してはその推定財産によつて賦課せられる人頭税について詳細なる説明を行つており、その当時のイギリスの人頭税にありては所期の租税収入をあげるこゝとができなかつたことがその原因とともに指摘せられている。イギリスにおいては各種の人頭税 (poll-tax) が施行されてきたのであるが之等はいずれも期待される額或は嚴格に徴収したならば取得せられたであらうと思われる額を収納することはできなかつたのである。フランスの人頭税 (capitation) は期待した額の収入を得るのである。イギリスにおける寛大なる政府は各種の身分の人々に人頭税を課するとき政府はその課税によつて獲得せられた額にて満足してその租税を支払うことのできない人々或はその当時は租税を支払うことをなさない人々が多くいたのであるが即ち之等租税を支払うことをしない人々又法律の適用が寛大なるためその支払を強制しなかつた人々のために国家が受ける損害に対して何等その補償を要求しなかつたのである。フランス政府は尚一層嚴格であつて一定額の人頭税を各 *generality*⁽⁴⁾ に配賦し知事はこの額に達するようにでき得る限りのことをしなければならぬのである。若し或州がその課税が過重であると不滿を訴えるときはその州は次の年の賦課に

おいて前年の過重部分を減額することができる。然しその州は当分の間はそれを支払っておかなければならないのである。知事はその *generality* に配賦せられる金額を確実に調達するためにそれよりも大なる金額を配賦する権限をもっていた。納税者の或者が失敗したり又は支払能力がなくなつたときに他の者にその支払を負擔させる補償させることができるからである。そうして一七六五年までこの超過課税は全く一任されていたのであるが確かにこの年のこの権限は枢密顧問会議のものとなつたのである。諸州の人頭税についてはフランスの租税 (*imposition*) に（この）の記録の全く博識なる著者によって述べられているところによれば貴族及び人頭税 (*taille*) の免除される特権階級の負擔となる割合は相当に少ないのである。大部分が人頭税 (*taille*) が課せられ之等の人々の負擔となる。そうして他の租税として支払うところの一ポンドにつき幾許かの人頭税 (*capitation*) が課せられるのである」と説明せられている。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

最も純粹なる形態における人頭税は老幼性別を問わず又身分に関係なく各個人に対して同額の租税を課するものである。又老幼を除き一定の身分關係を除き女子を除き各個人に同額の租税を課するものがあり最も元始的な人頭税である。従つて租税主体と租税客体が一致し人頭税の所得に対する比率は個人の財産、所得、能力の大小を問うことなく各個人に等額の租税を課するものであるからその所得の大きさに反比例することになる。即ち給付能力が大なる程負擔の比率は相対的に愈々小となるものである。従つて貧富の懸隔が大となるに伴つて負擔の不公平の激化を伴うものである。A・スミスによれば「人頭税 (*capitation*) は身分の低い人に課せられる限りにおいては労働賃金に課せられる直接税である。そうしてかくの如き租税のもつすべての不都合を伴っているのである。人頭税は徴収せられるのに殆んど経費がかからないのである。厳格に取立てられるところでは国家に

対して極めて確實なる収入を提供するものである。身分の低い人々の安易と快樂と安全とに留意しないところの国においては人頭税が極めて一般的になつてゐるのはこの理由においてである。然しながら大帝國においてはかくの如き租税によつて収入されたものは概してその國家收入の僅かに一部分にすぎないのである。この租税によつて提供せられたる最大の金額は常に國民の最も便宜なる他の方法において達せられうるであらう」と論じ人頭税は租税收入として安定性があり徵稅費の少くてすむ租税である。然し下層勞働者の生活を圧迫する租税であり下層勞働者にとっては勞働賃金に課せられる直接税となるのでその弊害のすべてのものが伴つてくるものである。従つて下層勞働者にとっては忌避すべき租税なることを明らかにしてゐるのである。かくの如き階級税は給付能力の大小と租稅額の大小との間に相關關係をもつてゐる。然しながら個人の給付能力の把握は緻密ではない。従つて個人の給付能力を補足して適正に課税せんとする点においては所得税に劣るものであるが、ここに人頭税、階級税は所得税に進化移行せんとする要因を有してゐるのである。人頭税は上古より中世を通じて広く行われてきたところであるが近世ブルジョア政治革命を通じて資本主義社會の發展するに伴つて漸次廢止されてきてゐる。イギリスにおいては一六九八年以後廢止されフランスにおいてはフランス革命以後廢止された。ロシアにおいては一八八七年に人頭税はなくなつてゐる。プロシアにおいては一八一一年にはじまる人頭税は一八二〇年において階級税に変質し一八五一年には等級的所得税となり一八九一年には一般所得税となつてゐる。最近においては個人に対する均等課税は公益課税よりしてその殘留をみるに止まる⁽¹¹⁾。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 819.

(2) 「ウィリアム三世(William III)の治世におけるイギリスでは種々の人頭税(poll-tax)が行はれたのである。[The

first of these is under I W. and M., sess. 1, C. 13.) (Adam Smith, *ibidem*, p. 819) その納税者の大部分は公爵、侯爵、伯爵、子爵、男爵、郷士 (esquire) 紳士 (gentleman) 貴族の長子、末子等身分の程度に依じて課税されたのである。商店主、商人にして三〇〇ポンド以上の財産を有するもの即ちその上層のものはすべてその財産が如何に大きく相違していても同じ課税の対象となったのである。これは財産よりは身分が重要視されたのである。(I W. and M., sess. 2, C. 7, s. 2.) (Adam Smith, *ibidem*, p. 819.) 最初の人頭税では推定財産にもとづいて課税せられていたものも後に至つて身分によつて課税せられることになった。高等弁護士、弁護士 (attornies) 及び訴訟代理人は最初の人頭税においては推定所得一ポンドにつき三シリングを賦課せられることになったのであるが後に至つてこの人々は gentlemen として課税せられることになったのである。「ウイリアムとメリー第一年 法律 第一三号 第四条においては高等弁護士、弁護士 (attorneys)、訴訟代理人その他の身分の人々はその収入に対して一ポンドにつき三シリングを支払うことになつてゐる。ウイリアムとメリー第一年 第二議会法律 第二条により弁護士、訴訟代理人その他の人々はこの外に尚二〇シリングを支払はなければならぬことになつてゐた。ウイリアムとメリー第二年 第一議会法律 第二条 第五条により裁判所の廷吏 (serjeant at law) は一ポンドにつき三シリングの外に明らかに一五ポンドを納めなければならぬことになつた。ウイリアムとメリー第三年 法律 第六条にはポンド税 (poundage charge) はすこしも現れてきていない。この変更は疑いもなく確定性を得るためになされたのであつた。それは純然と政府の利益のためである。即ちそれによつて確実に一定額の収入を得ようとしたものである。ウイリアム三世第八年及び第九年 法律 第六号の地租法 (Land Tax Act) 第五条には高等弁護士、弁護士、訴訟代理人等は再び所得税 (income tax) が課せられるようになつてゐる。」(Adam Smith *ibidem*, pp. 819-820) ほとんど重くない租税の賦課についてはその或程度の不公平は如何なる程度のものであつたか、耐へられぬこととはないと思はれたのである。(Adam Smith, *ibidem*, pp. 819-820)

1) esquire は gentleman の階級に属し knight につぐ社会的身分をもちものをいうのである。

2) 抽稿 A・スミス D・リカドオ J・S・ミルにおける租税理論の展開 II 古典学派における財政思想 (立命館経済学 第十五卷 第三号 六 註(9))

3) 「今世紀の始めに至るまでフランスにおいて引続き中断されず施行せられてきた人頭税 (capitation) は最も上流階級の人々に対してはその身分に依じて一定の税率で課税せられる。それより下の階級の人々にはその財産を推定してそれ

に応じて年々変るところの査定によって課税せられるのである。王室の官吏、上級裁判所の裁判官その他の官吏、軍隊の士官等ははじめの方法で租税が課せられるのである。諸州のそれより身分の低い人々には第二の方法において租税が課せられるのである。フランスにおいては勢力のある人々は自己に課せられる租税がその限りにおいてさほど重い租税でないときそのような租税の不公平については或程度まで受け容れるのであるが、然し知事の恣意的なる賦課に対しては忍ぶことができないのである。この国においては身分の低い人々は上位の者が身分の低い人に与えるのが正しいと考えるところの待遇については甘んじて忍ばなければならなかったのである。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 820)

(4) 拙稿 A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける租税理論の展開 II—古典学派における財政思想 (一)

五 註(10) △1▽ 立命館経済学 第十五卷 第三号

(5) [Ed. I reads "portion"] (Adam Smith, *ibidem*, p. 821.)

(6) [Memories, tom. ii, p.421.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 821.)

(7) Adam Smith, *ibidem*, p. 821.

(8) Adam Smith, *ibidem*, p. 821.

(9) ドイツの学者は多くは各個人に対する均等額課税と區別して階級税 (Klassensteuer) と称する。階級税即ち分級人頭税は年令、身分、職業、社会的地位、階級を標準として納税者を数級に分ち各差等課税するものである。イギリス、フランス、イタリーでは均等額課税とともに広く人頭税といっている。

(10) 古代においては人頭税は西洋で主として不自由民に課されてきた。古代ギリシヤでは人頭税は奴隷に課された。被征服者は人頭税が生命の代償と考えるのが一般であった。中世においては領主の財源として人頭税は農奴に対して課せられた。当時は一般的に人頭税は国税としては稀であり又国税としても臨時税であった。イギリスに於ては一三七七年に人頭税がもうけられている。これは均等額課税であつて一三八〇年にもうけられた人頭税は、公爵より商人、農業者に涉り差等ある課税をおこなつたところの分級人頭税であつた。フランスに於ては一六九五年にルイ十四世が均等課税による人頭税を設けたが幾許もなくして分級人頭税に進化した。ドイツに於ては一四九五年に人頭税を設けられたがこれは財産税との結合形態をなすものであつた。プロシヤでは一八一一年に地域的に均等課税を課したが一八二〇年に階級税に改正した。ロシアでは国税として一七八八年に人頭税が設けられ半世紀以上これが存続し社会的影響、経済的影響、財政的影響が多

- く特別重要な役割を果たしたのである。人頭税は不公平なる租税であるから租税回避が行なわれやすく国民の不満をまねき百姓一揆、国外逃亡等の例が見られる。我國の現在の住民税における均等割は応益課税としての性質をもつものである。
- (11) 人頭税に関する文献としては G. F. Shirras, *the Science of public Finance*, 3 Ed, 1930. S. Dowell, *History of taxation and taxes in England*, 4 Vols., 1884, K. Th. Eneberg, *Finanzwissenschaft*, 18. u. 19. Aufl, 1922. C. F. Bastable, *Public Finance*, 3Ed. 1922. B. Földes, *Finanzwissenschaft*, 2. Aufl, 1927. W. Lots, *Finanzwissenschaft*, 2. Aufl., 1930. H. L. Lutz, *Public Finance*, 2. Ed., 1930. C. C. Plehn, *Introduction to Public finance*, 1924. E. R. A. Seligman, *Essays in Taxation* 10. Ed., 1925 等であり、邦語文献としては神戸正雄著「租税研究」第一巻 第六卷 「大日本租税志」後篇 等がある。

十四

A・スミスによれば「労働者の下層階級の労働賃金は必然的に二つの異った事情即ち労働需要と食糧品の通常の価格又は平均価格とによって規正せられるのである。⁽¹⁾労働需要が増加しているか静止しているが減退しているかに応じて換言すればそれが人口の増加、静止、減退のいずれを要求しているかに従って労働者の生活を決定しこの労働需要がその生活の程度を豊富であるか又は貧弱であるかそのいずれなるかであらしめるのである。食糧品の通常価格又は平均価格は数年を通じ平均して労働者に豊富なる又は適度なる或は貧弱なる生活資料を購入することを得るように労働者に支払わなければならない貨幣量を決定するのである。従って労働需要と食糧品の価格とが相変らず同一であるときは労働賃金に対する直接税はこの租税より幾分労働賃金を騰貴せしむることより他の効果をもち得ないのである」⁽²⁾と論じ之を具体的に例示し⁽³⁾「従って労働賃金に対する直接税は労働

働者がその手によって支払うとしても少なくとも労働に対する需要と食糧品の平均価格が租税を課せられた後においても課税前と同じであるならば労働者が租税を前払いするというのは適切ではない。すべて斯くの如き場合においては租税はもとより租税以上のものが直接に労働者を使用する人によって前払されるのである。そうしてその最終的負担はその状況の異なることにおいて異なる種々の人に帰するのである。斯くの如き租税が製造業の労働賃金を騰貴させるならば製造業の経営主によって前払されるものであり製造業主はそれを利潤とともに財貨の価格に課することは正当であり又必要である。従つてこの労働賃金の騰貴の終局的なる支払は製造業主の附加利潤とともに消費者に帰着することになるのである。この種の租税が農村の労働賃金を騰貴させるときはそれは農業者によって前払いされるものであり従来と同数の労働者を維持するためには尚一層大なる資本 (capital) を使用しなければならないのである。資本 (stock) の通常の利潤とともに尚一層大なる資本 (capital) を回収するためには土地の生産物の尚一層多くの部分を、それと同じことになるのであるが、その尚一層多くの部分の価格を保留しなければならないのである。従つて地主に地代の支払いを少なくすることになるのである。故に斯くの如き労働賃金の騰貴の最終的支払いはこの場合之を前払した農業者の附加利潤とともに地主に帰着するのである。如何なる場合においても労働賃金に対して課する直接税はその租税によって得られる税収額に等しい額を一部分は地代に対して一部分は消費財に対して適当に賦課したときに比して尚一層地代を減少させ製造財貨の価格を騰貴させるにちがいないのである。労働賃金に対して課せられる直接税はその租税によって労働需要を相当に減少させるものであるから必ずしも同じ割合にて労働賃金を騰貴させるものとは限らないのである。産業の衰退、貧民の雇用の減少、その国の土地と労働の年々の生産物の減少は概してかくの如き租税が課せられたる結果であ

る。然しながらこの租税が課せられたる結果生ずる労働の価格はその需要の現状のもとでこの租税が課せられなかつた場合に比して常に騰貴している筈でありこの価格の騰貴は労働賃金を前払した人々の利潤とともに常に最終的には地主と消費者とによって負担せられる筈である。農村の労働賃金に対して課せられる租税は土地の粗生産物の価格をその租税の割合には騰貴せしめるものではない。そうしてその理由は農業者の利潤に対して課せられる租税がその価格をその割合には騰貴せしめないのと同じである。然しながらかくの如き租税は不合理にして破壊的であるにもかかわらず多くの国において実施されているのである」と論じその例をフランス及びボヘミアにとり説明している。⁽⁷⁾ A・スミスは労働賃金課税がその税額以上に労働賃金を騰貴させる。製造業における労働者の労働賃金の騰貴は雇用者が之を支払い消費者に転嫁せられる。農業における労働賃金の騰貴は農業者が支払う地主に転嫁せられると考えるのである。租税によって労働賃金が騰貴するという結果は労働需要が減少するという現象がおこるものである。製造業においても農業においてもその租税は労働賃金に対する附加部分として製造業者又は農業者によって労働者に支払われるものであるが製造業者も農業者もそのために自己の取得する利潤が減少しても自然率を下るといふことは許されないのである。利潤の自然率は当然取得せられるべきもので絶対的に之を侵すことは許されないと考えるのである。⁽⁸⁾ A・スミスは尚「独創的なる技術家や自由職業の人々の報酬はそれより低い職業の収入に対して必然的に一定の割合を保っている。従つてこの報酬に対する租税はこの租税に比例してその報酬をひきあるより多少多くひきあげる以外に結果はもち得ない。然らざれば独創的なる技術及び自由職業は他の職業との同じ水準が保てなくなりその水準が回復するまでこの職業を見捨てることになるであろう」となし最後に官吏の給料に対する租税に言及する。「官吏の俸給は他の職業及び自由業のそれと異な

り市場の自由競争によって定まるものではない。従つて又その業務の性質上必要とするところに正しく比例を保っているものではない。恐らく官吏の俸給は大部分の国においてその業務の性質上必要とするところよりも高いのであつてそれは行政を司るものが概して自己及びその直屬の部下に対しても充分なる報酬を与えようとするからである。従つて多くの場合官吏の俸給は極めてよく租税を負担し得るのである。しかのみならず公職殊に報酬のよい公職についている人々はいずれの国においても一般に羨望の的である。従つてその俸給に対する租税は他の如何なる種類の収入に対する租税に比して幾分高くても常に極めて人気のよい租税である⁽¹⁰⁾となし官吏に対する租税はその俸給をひきあげるものではないという。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, Book I.

(2) Adam Smith, *ibidem*, p. 815.

(3) 「例えば或特定の場所において労働需要と食糧品価格とが一週につき一〇シリングをもつて通常の労働賃金とするところが又五分の一即ち一ポンドにつき四シリングの租税が労働賃金に課されているものと考えたと労働需要と食糧品の価格は同じであれば労働者はその場所で一週につき一〇シリングなくては買えないような生活資料をかせなければならぬ。即ちこの租税を支払つた後で一週につき一〇シリングの自由なる賃金をもつていなければならぬ。然しながらこの租税を支払つた後で尚自由なる賃金が一〇シリング残るためには労働価格はその場所で直ちに一二シリングに騰貴することのみならず一二シリング六ペンスに騰貴せざるを得ないのである。即ち五分の一の租税を支払い得るようするには労働賃金は五分の一の騰貴のみにては足らず四分の一の騰貴を見なければならぬのである。労働賃金はその租税の大きさが如何であろうともそれ以上の割合で騰貴せざるを得ないのである。例えば租税が一〇分の一とすれば労働賃金は一〇分の一の騰貴のみでなく直ちに八分の一騰貴せざるを得ないのである。」(Adam Smith, *ibidem*, pp. 815-816.)

(4) [In proportion to the tax] [Ed. I does not contain] (Adam Smith, *ibidem*, p. 817.)

(5) [In that proportion] [Ed. I does not contain] (Adam Smith, *ibidem*, p. 817.)

- (9) Adam Smith, *ibidem*, pp. 816-817.
- (7) 「フランスにおいて施行せられてゐる人頭税 (*taille*) のなかで農村の労働者及び日雇人夫の労働に課せられてゐる部分は本来この種の租税である。之等労働者の労働賃金はその居住する地域の普通の率によつて計算される。そうして労働者が過重なる負担をできるだけ負はないようにするため労働者の年間所得は年間労働日数が二〇〇日以上にならないものと評価されてゐる。[*Memoires concernant les Droits, &c. tom. ii. p. 108*] 各個人の租税は各種の事情によつて年々変化する。之を判断する者は収税官又は収税官を補佐するために知事が任命したる委員である。ポヘミアにおいては一七四八年に始まつた財政制度の変更の結果として極めて重い租税が職人 (*artificer*) の勤労に対して課せられてゐる。これらの職人は四階級に分けられる。最高の階級は年額一〇〇フロリンを支払う。これは一フロリン二ニペンス半として九ポンド七シリング六ペンスに相当する。第二の階級は七〇、第三の階級は五〇、第四の階級は農村の職人と都市の最下級の人々を含めて二五フロリンの割合で課税される。[*Id. tom. ii. really i. p. 87.*]」(Adam Smith, *ibidem*, p. 817.)
- (8) 高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策編—一六三頁又は高島善哉編集 スミス 国富論講義 5 四四頁
- (9) Adam Smith, *ibidem*, pp. 817-818.
- (10) Adam Smith, *ibidem*, p. 818.
- 「例えばイギリスにおいて地租 (*land-tax*) がその他の一切の収入に対して一ポンドについて四シリングの割合で賦課されてゐると考えられるときに年額一〇〇ポンドを超える官吏の給与に対しては一ポンドにつき五シリング六ペンスの眞実の租税を課したのであるがこれは極めて人気がよかつたのである。(ジョージ二世 (*Geo. II*) 第三一年 法律 第二二号により陸海軍人を除き年額給与一〇〇ポンド以上の官吏はすべて一ポンドにつき一シリングの租税が課せられたのであるがその後間もなく官吏の俸給が上げられた。See Dowell, *History of Taxation and Taxes*, vol. ii, pp. 135-136) コロニ六ペンスとあるのは誤りであり五シリングとなるのは地租四シリング(即ち官吏の場合の「眞実」の租税)に一シリング加えたものである」。但し皇室の新しい分家の年金、陸海軍の将校の給与、及びその他少数の比較的なたみをうけることの少ないものを除いてゐる。イギリスにおいてはその他に労働賃金に対する直接税は存在しない。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 818.)

人頭税が所得税発生以前の形態としてその課税対象たる個人の所得を如何にして正確に推定把握するかについては古くから考えられてきたところであると思われる。本来人頭税は均等課税から身分課税に発展しそして所得課税に発展してきたものと思われる。そうして奢侈的支出に対して特別の給付能力を捕捉し尚一般的公平ということが考えられてきた。政策的には特権意識とともに大資産、大所得に対する重課の傾向がみられるのである。個人の實質所得の把握の方法として個人の支出によってその所得を推定把握する方法は古くより採用されていたところである。そうしてその所得を推定する支出は個人の消費する消費財の消費高によって行われたものと考えられるのである。A・スミスの説明によれば個人の収入に比例する課税は不可能であるため消費財に対する支出に依りて租税を課することになったという。即ち「如何なる人頭税 (capitation) にありても収入に比例して国民に対して租税を課することができなかったために消費財に対して租税を課することが考へられたようである。国家はその国民の収入に比例して直接に租税を課することを知らないとき国民の支出に対して租税を課することによって国民の収入に対して間接的に租税を課そうとするのである。即ち国民の支出は多くの場合国民の収入に殆んど比例するものと想像せられるからである。そうして国民の支出に対する租税はその支出が向けられる消費財に対する租税によって徴税されるのである」⁽¹⁾という。即ちここでは個人の消費財に対する支出がその収入に比例して推定捕捉することができると考えられるからである。このような消費税を論ずるに当ってA・スミスは消費財を必需品と奢侈品とに分けその課税上の効果の異なるところを説くのである。即ちA・スミスによれば

「消費財には生活必需品と奢侈品とがある。生活必需品とは生活を維持するために必要にして不可欠なる財貨のみならずその国の習慣上最下層の人であっても名誉ある人間としてそれがなくては不体裁になるようなすべての財貨をいうと理解している」⁽²⁾「生活必需品とはその性質が最下層の人々にとってその生活に必要不可欠とするものばかりではなくして礼節上の規律が確立した之等のものを含める。私はその他のものをすべて奢侈品と呼ぶ。然しそれだからといって奢侈品の控え目なる使用を少しも非難するつもりはない」⁽³⁾と述べている。即ちA・ミスによれば必需品を生理的に必要なるものばかりでなく社会的意義も含めて理解しているのである。かく定義したる後生活資料の価格を騰貴させるものは労働賃金を騰貴させるものであり生活必需品に対して課せられる租税は労働賃金を騰貴させることになるという。「如何なるところにおいても労働賃金は一つには労働需要、一つには生活必需品の平均価格によって決定せられるものである。従ってこの平均価格をひきあげるものはすべて必然的に労働賃金をひきあげることになる。そのために労働者はひきつづき労働需要が増加、停滞、減退のいずれであらうとも労働需要の状態がそれに応じて労働者にもつことを要求しているところの一定量の生活必需品を買い得るのである」⁽⁴⁾之等の財貨に対する租税は必然的にその租税額をやや上まわる程度に生活必需品の価格を騰貴させるものである。何故ならばこの租税を前以て負担する販売者は一般にその租税額を利潤とともに回収せざるを得ないからである。従ってかくの如き租税は労働賃金をこの物価の騰貴に比例して騰貴せしめるものであるといわなければならないのである。かくして生活必需品に対する租税は労働賃金に対する直接税と全く同様の作用を有しているのである。労働者の手によって支払うとしても長期間に亘って見ればその租税を前払したというさへ不適當である。即ち結局は常に労働者の労働賃金の率を騰貴させるということで労働者の直接の雇傭者が前払

することになるからである。労働者の雇傭者がもし製造業者であるならばこの労働賃金の騰貴した部分は利潤を加えて財貨の価格にかけるであろう。従って租税の終局的支払はこの追加的負担とともに消費者に帰着することになるであろう。もしも労働者の雇傭者が農業者であるならばその最終的支払は同じく追加的負担とともに地主に帰着するであろう」となし生活必需品に課せられる租税の転嫁関係を明らかにするとともに製造業者の利潤は絶対に確保されなければならないことが主張せられている。「生活必需品の平均価格の如何なる騰貴でもこれと同じ割合の労働賃金の騰貴によって償われぬ限り貧乏人が多数の家族を養育する能力を減少させ従って有用労働に対する需要をみたす能力は必然的に何程か減少させるであろう。これは労働需要が増加、静止、減少のいずれの状態であっても又は人口の増加、静止、減少のいずれを要求しても変りはないのである」と論じついで、

「奢侈品に対する租税はその課税せられたる商品以外には他の商品の価格を高める傾向を有するものではない。生活必需品に対する租税は労働賃金を騰貴せしむるから必然的にすべての製造品の価格を騰貴せしめる。従ってその販売と消費の高を減少させる傾向をもつものである。奢侈品に対する租税は課税せられる商品の消費者によって終局的に負担せられ消費者はそれに対して何等代償をうけることもない。この租税は無差別にすべての種類の収入、即ち労働賃金、資本 (stock) の利潤及び土地の地代に帰着するのである。生活必需品に対する租税は貧乏なる労働者に影響する限りにおいては最終的には一部は地代の減少という形態で地主が之を負担し一部は製造品の価格の騰貴を通じて地主たるとその他の者たるとを問わずとにかく富裕なる消費者によって負担せられるものであり、そうしてそれに常に追加的負担が加わるのである。例えば粗製毛織物の如く真実に生活必需品にて貧乏人によって消費されるべき製造品の価格が騰貴すれば之は貧乏人に対する労働賃金の増額によって償われな

ければならないのである。中流、上流の人々はもし自己の利害が明白に判っているならば労働賃金に対するあらゆる直接税に対すると同じく生活必需品に対するすべての租税に常に反対すべきである。之等二つの租税の終局の負担は全部その負担となり尚いつても相当の追加的負担が加わるのである。この租税に対する地主の負担が最も重いのであって常に地主は二つの資格においてその租税を負担するのである。即ち地主としては地代の減少を通じて、富裕なる消費者として支出の増大となつてされる負担するのである⁽⁶⁾とその転嫁関係を論じて後生活必需品に対する租税がその価格の騰貴という形態で之が反復累積する作用を認めている⁽⁷⁾。

A・スミスの説明によれば「イギリスにおける主たる生活必需品に対する租税は塩税、鞣革税、石鹼、ろうそく税の四種の租税である⁽⁸⁾」となつて燃料税に論及している。A・スミスの説明するところによれば「塩は極めて古い時代から極めて一般的なる課税対象をなしている。それは既にローマ人の間でも課税されたもので現在でもヨーロッパのいたるところで課税されていると信ずる。この塩に対しては各個人の年々の消費量は極めて僅かなものでありその購入に当つても一度ではないのでそれに課せられている租税が相当に重いものであつても之をはつきり感じることはできないと考えられてきたようである⁽⁹⁾」。「鞣革は真実の生活必需品である。リンネルを使用する以上は石鹼も生活必需品である。又冬の夜が長い国においてはろうそくは職業にとつて必要な要具である⁽¹¹⁾。之等四種類の商品はすべて生活必需品であるから之に対する重税は真面目にして勤勉なる貧乏人の支出を増加させることになるものでありそうしてその結果はその人たちの労働賃金を幾分でもひき上げることになるのである⁽¹²⁾」という。そうしてA・スミスは生活必需品に対する租税はイギリスにおけるより他の各国がはるかに高率で課税しているとなし製粉税、製パン税⁽¹³⁾について説明を行いつぎに肉類に対する租税はパンに対する租税より

尚一般的に行われているとなし肉類が生活必需品であるかどうかは疑わしいところであろうという⁽¹⁴⁾。そうしてA・スマスは奢侈品に対する租税は生活必需品に対する租税とは異なっている。それが貧乏人の消費する奢侈品であっても同じことである。課税せられる商品の価格が騰貴しても必ずしも労働賃金が騰貴するとは限っていないからである⁽¹⁵⁾。奢侈に属する商品の価格が高いことは必ずしも下層階級の人々の家族を扶養する能力を減退させるものではない。奢侈品に対する租税は真面目にして勤勉なる貧乏人に対して奢侈禁止法的作用をもっている。従って貧乏人が容易に手に入れられなくなる奢侈品の使用を節約するか又は中止させるに至る。この強制的なる節約の結果貧乏人の家族扶養能力は奢侈品に対する租税によって弱められるというよりは寧ろ恐らくは却って強められることも多いのである⁽¹⁶⁾と考えるのである。そうして消費税の課税方法を論ずる。即ちA・スマスによれば消費される商品に対してはそれが生活必需品であると奢侈品であると問わず課税方法に二種類のものがある。消費者が一定の種類⁽¹⁷⁾の財貨を使用又は消費しているときに年々これに対して幾許かの租税を課するか又は財貨が消費者に渡されないまえ即ち財貨が商人のもとに止まっている間に之に対して租税を課するかのいずれかである。それが消費されてしまうまでに相当の期間をもつ財貨に対しては年々之に対して幾許かの租税を課するのが適当である。之に反してその消費が即時的に行われるか又はその消費が比較的速みやかに行われる消費財に対しては販売者の段階にて之に対して租税を課するのが適当である。馬車税 (coach-tax)、金銀食器税 (plate-tax) は年々之に課税すべきであり国内物産税及び関税は販売者の段階において課税すべき方法の例である⁽¹⁷⁾。消費財にしてその消費について耐久性を有するものは之に対して年々幾許かの租税を課税することが妥当であるとなしている。

- (1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 821.
- (2) Adam Smith, *ibidem*, p. 821.

「例えはリンネルのシャツは厳密に言えば生活必需品ではない。ギリシア人やローマ人はリンネルをもたないで極めて快適に生活してゐたと思ふ。[Dr. John Arbuthnot, in his *Tables of Ancient Coins, Weights and Measures*, 2nd ed., 1754, p. 142, にローマ人の間には Alexander Severus の時代までは少くともリンネルは男は使用しなかつたと述べている]。然し現在においてはヨーロッパの大部分を通じて信望のある日雇労働者はリンネルのシャツを着ないで人前に顔出しすることは恥じるであらう。それを着ていないとその人は非常に悪いこととした人がおちるほどの貧乏におちているように思はれるであらう。同じくイギリスにおいては慣習上鞣革の靴が生活必需品である。如何に貧乏していても男女ともそれを着かぬで人前に顔出しすることを恥とするであらう。スコットランドにおける習慣は鞣革の靴は最下層の男の生活必需品となっているが同じ階層の女にはそうではなく跣であるいても信用がなくなることはない。フランスにおいては鞣革の靴は男にとつても女にとつても生活必需品ではない。最下層の男女は時には木製の靴をはき、時には跣で人前に顔出すが何等信頼をおとすこととはなす。」(Adam Smith, *ibidem*, pp. 521-522.)
- (3) Adam Smith, *ibidem*, p. 822.

「例えはイギリスにおいてはビール、エールを、又葡萄酒を、葡萄酒を産する国においてさえ、私は奢侈品と呼ぶ。[Lectures, p. 179 におおづてはビールを生活必需品となし奢侈品とはしなかつた]。如何なる階層の人でもこのような飲料を全く用いなくとも非難をうけることはないからである。それが生理的に生命の維持の上で必要になつてゐるのではなく習慣上もこれを用いなくて生活するのに不体裁とはならぬのである。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 822.)
- (4) Adam Smith, *ibidem*, [Book I, Chap. 8]
- (5) Adam Smith, *ibidem*, p. 824.
- (6) Adam Smith, *ibidem*, p. 824.
- (7) 「サー・マシュー・デッカー(Sir Matthew Decker) は或種の租税は或種の財貨の価格という形態で数回反復累積することがあると述べているがこれは生活必需品に対しては全く正しいのである。例えは鞣革の価格として支払うものゝなかには靴の鞣革に対する租税ばかりでなく靴の製造人及び鞣革工の靴の皮革に対する租税の一部も支払はなければなら

ないのである。そうして尚之等の労働者が働いている間に消費した塩や石鹼及びろうそくに對する租税も支払はなければならぬ。そうして尚塩製造人、石鹼製造人、ろうそく工がそれぞれその仕事に従事している間に消費した鞆革に對する租税も支払はなければならぬのである。〔鞆革は Decker のあげている例である。Essay on the Decline of the Foreign Trade, 2nd. ed., 1750, pp. 29, 30, 又 p. 10 を見よ。〕(Adam Smith, *ibidem*, pp. 824-825)

(8) Adam Smith, *ibidem*, p. 825.

(9) 「イギリスの如き冬の冷寒期においてはその冷寒期間中は厳格なる意味の言葉にて燃料は生活必需品である。これは食物調理のためばかりでなく戸内で労働する各種の労働者の生活の安楽のためにも必要である。そうして石炭はあらゆる燃料のなかで最も安い燃料である。燃料の価格が労働の価格に極めて大なる影響を及ぼしている。イギリスを通じて製造業は主として石炭の産地に限られていたほどである。その他の地方においてはこの必需品が高い価格では仕事をそう安価にすることはできないからである。尚石炭はガラス、鉄、その他の金属を造っている製造業では必要な營業用具である。もし奨励金というものが合理的な場合があるとすれば恐らく石炭の豊富なる地方から不足している地方に對してその輸送に奨励金(bounty)があたえられる場合であろう。然しながら立法は石炭の沿岸輸送に對して奨励金を与えないのみならず一トンにつき三シリング三ペンスの租税(tax)を課してゐる。〔Saxby, *British Customs*, p. 307. マン女王 第八年法律 第四号、マン女王 第九年 法律 第六号〕之は大ていの種類の石炭に對して炭鈹における原価の六〇パーセント以上に當るのである。陸上又は内海航路によつて石炭を輸送する場合は租税(duty)は課されないのである。自然的に石炭が安いところではその消費に對しては租税を課さず自然的に高いところでは重税が課されているのである。〕(Adam Smith, *ibidem*, pp. 825-826.)

(10) Adam Smith, *ibidem*, p. 825.

「イギリスにおいては塩税は一ブッシェルにつき三シリング四ペンスである。それはこの商品の原価の約三倍である。他国においてはこれより高い租税が課せられているところもある。』(Adam Smith, *ibidem*, p. 825.)

(11) 「イギリスにおいては鞆革及び石鹼については一ポンドにつき一ペンス半の租税が課されている。ろうそくに對しては一ポンドにつき一ペニイの租税が課せられている。〔Dowell, *History of Taxation and Taxes*, 1884, vol. iv, pp. 318, 322, 330.〕鞆革に對する租税は鞆革の原価の八乃至一〇パーセントに當る。石鹼に對する租税はその原価の二〇乃

至二五パーセント、もうそくに対する租税はその原価の一四又は一五パーセントに当る。これは塩税に比すれば軽いが、それでもまだ極めて重いのである。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 825.)

(12) Adam Smith, *ibidem*, p. 825.

(13) 「多くの国においては水車場で製粉した小麦粉や碾割、窯でやいたパンに対する租税(duty)がある。オランダにおいては都会で消費されるパンの価格はかくの如き租税によつて二倍になると考えられる。農村に住んでいる人々はこのような租税の一部をまぬがれる代りとして消費するものと推定されるパンの種類に応じて毎年一人当り何程かの租税(tax)を支払っている。小麦製のパンを消費する人は三ギルダー一五スタイヴァ、即ち約六シリング九ペンス半を支払っている。之等の租税及び同種の他の租税(tax)が労働の価格を高めそれによつてオランダの製造業の大部分を没落させたといふものがある。[Memoires concernant les Droits, &c. p. 210, 211, and 233. See below, p. 857.] 同種の租税がこんなに重くはないがミラン公國、ジェノバ諸國、モデナ公領、パルマ、ブラセンティ、グマスタラ諸公領ならびに法王領におこなはれた。フランスにおける相當名の知られた一著者 [Le Reformateur. Amsterdam, 1756. ガルニエイ(Garnier) は本章の註におこなつた著者は Cluquot de Biervache, French Inspector-general of Manufactures and Commerce, 1766-90. によるものである。] Recherches, etc, tom. iv. p. 387. しかしその後における權威者はその点については否定的であるか又は疑をもちつた。Jules de Vroil, *Étude sur Cluquot-Biervache*, 1870. pp. xxxi-xxxiii を見よ。] はフランスの財政を改革するために他の租税の大部分を廃止してその代りにすべての租税の中で最も破壊的なこの租税を設けることを主張したことがある。キケロがいったようにどんな馬鹿らしいことでもいつかはどの哲學者かが主張したことがある。』(De *Divinatione*, ii, 58, "Sed nescio quomodo nihil tam absurde dici potest quod non dicatur ab aliquo, philosophorum") (Adam Smith, *ibidem*, p. 827.)

(14) Adam Smith, *ibidem*, p. 827.

(15) Adam Smith, *ibidem*, p. 823.

「例えば煙草は富者の奢侈品であるが同じく貧乏人の奢侈品である。煙草税はその課税によつて労働賃金を引き上げることはないであろう。煙草は原価に比してイギリスにおいては三倍、フランスにおいては十五倍の租税が課されているが之等の高率租税(high duty)は労働賃金に何の影響もないように思はれる。イギリス及びオランダにおいて最下層の人々

の奢侈品となつてゐる茶及び砂糖に対する租税についても同じことがいえるのである。又スペインにおいて同じく奢侈品といはれてゐるチョコレートに対する租税についても同じことがいえるのである。イギリスにおいては今世紀を通じて各種の租税 (tax) がアルコール飲料 (spirituous liquor) に対して課せられてきたがその租税は労働賃金に影響したとは考えられない。強いビール一樽につき三シリンズの追加税が課せられたため (I Geo. III, C. 7.) 黒ビールの価格は騰貴したが然しそのためにロンドンにおける普通労働の賃金をあげなかつた。この普通労働の賃金はその課税前においては一日当り約一八ペンス乃至二〇ペンスであつたが現在においてもそれ以上にはなつていないのである。」 (Adam Smith, *ibidem*, p. 823.)

(16) Adam Smith, *ibidem*, p. 823.

「一般に最も多数の家族を養育し有用労働の需要に対する主要なる供給源はこの真面目にして勤勉なる貧乏人である。勿論すべての貧乏人が真面目にして勤勉であるといふのではない。意思の薄弱なるだらしない人はこれ等の商品の価格が騰貴しても従来と同じく消費を続け従つてその家族たちに如何なる困難がくるかを考えない。然しながらかようなだらしない人は多数の家族を養育することは稀でありその子供はなげやりな粗末なる取扱、食物の欠乏又は不衛生のために死亡することが多い。体格が頑丈で両親の不品行によつてもかもされた困難に打ちかち生きのびたとしても概して両親の不品行を見ならぬ墮落する。従つてその勤勉をもつて社会の有用なる人間になり得ないというよりはその悪徳と乱行によつて社会の有害となつてくるのである。従つて貧乏人の使用する奢侈品の価格騰貴はかくの如きだらしない家族の困窮を増大しそれによつてその家族の養育する力を弱めるであらうが恐らくその国の有用な人口を大いに減少させるといふようなことはなごぞあらう。」 (Adam Smith, *ibidem*, pp. 823-824.)

(17) Adam Smith, *ibidem*, p. 827.